

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十二号

奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「第十七条第六項」を「第十七条第五項」に改める。

第十三条第六項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十七条第七項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。